

サウナ設備に係る消防法の関係規定と 火災安全性検証実験について

サウナ設備の消防法上の規制体系について

サウナ設備の位置、構造及び管理等については、
消防法関係法令に基づき、具体的には市町村の条例で規定され、運用されている。

○消防法（昭和23年法律第186号）第9条（概要）

⇒「火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備※の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。」

※サウナ設備を含む



○消防法施行令（昭和36年法律第27号）

⇒「対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第9条の規定に基づく条例の制定に関する基準は、次のとおりとする。」（第5条）

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）

○市町村の火災予防条例※

※消防庁において、市町村が火災予防条例を定める際の参考資料として
上記法令を踏まえた「火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け消防庁長官通知）」を発出。
（詳細は次ページ）

サウナ設備の関係規定について（火災予防条例（例））

● 火災予防条例（例）【サウナ設備関係規定】（昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官）

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- 二 サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

 火災予防上の一般的な遵守事項として第3条の規定を準用

（炉）（サウナ設備に関係する規定のみを抜粋）

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- 三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- 五 燃烧に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- 六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 七 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- 八 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

サウナ設備の関係規定について（火災予防条例（例））

（前頁の続き）

九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

十三 削除

十四 熱風炉に附属する風道については、次によること。（以下略）

十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

十六 削除

十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。（以下略）

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

ニ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

サウナ設備の関係規定について（火災予防条例（例））

（前頁の続き）

十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（注）

（注） サウナ設備の入力は一般的に数十キロワット程度であり、本規定は該当しない。

（電気サウナ設備の最大消費電力は30キロワット、ガスサウナ設備の最大ガス消費量は50キロワットとされている。

（「サウナ設備設置基準」発行：公益社団法人日本サウナ・スパ協会）

その他の関係規定について（消防法）

● 消防法（昭和23年法律第186号）

〔防火管理者〕

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③～⑤ 略

〔消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外〕

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

③ 略

- 前述の火災予防条例（例）に加え、具体的なサウナ設備（**電気サウナ・ガスサウナに限る**）の設置方法等について通知

○サウナ設備設置基準（平成15年8月6日付け火災予防技術情報第27号）

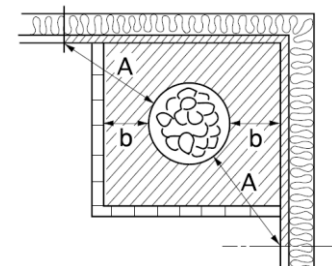
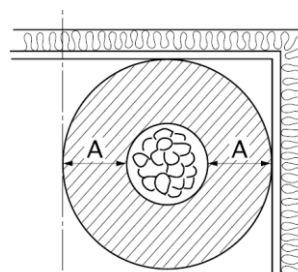
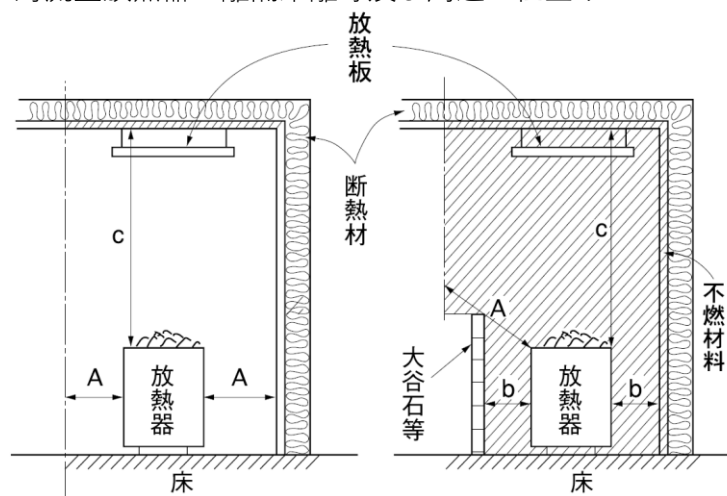
第1章 総則

1. 目的

この基準は、消防法、火災予防条例等の関係法令によるほか、離隔距離等、安全装置及び維持管理に関し、社団法人日本サウナ・スパ協会による自主基準を定め、電気サウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的とする。

（基準の一例）

対流型放熱器の離隔距離等及び周辺の仕上げ



離隔距離等	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下
A	25 cm 以上	50 cm 以上	100 cm 以上
b	10 cm 以上	20 cm 以上	
c	100 cm 以上		

（Aは離隔距離、bおよびcは保有距離）

サウナ設備等に関する規定について（火災予防条例（例））

● 火災予防条例（例）【可搬式サウナ関係規定】（昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官）

（対象火気器具等の種類）

第十八条 令第五条の二第一項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる器具とする。

- 一 気体燃料を使用する器具
- 二 液体燃料を使用する器具
- 三 **固体燃料を使用する器具**
- 四 電気を熱源とする器具

可搬式サウナ用の
薪ストーブ等

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第十九条 令第五条の二第一項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上りをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合とする。

（火災予防上安全な距離）

第二十条 令第五条の二第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 三 対象火気器具等の種類ごとに、消防庁長官が定めるところにより得られる距離

（不燃性の床、台等）

第二十一条 令第五条の二第一項第四号の総務省令で定める不燃性の床、台等は、不燃性の床又は台とする。ただし、対象火気器具等が置きごたつの火入れ容器である場合にあつては、金属以外の不燃材料で造った台とする。

サウナ設備に関する現行制度

①対象火気省令 別表第1、別表2に掲げる離隔距離

・ 対象火気省令 別表第1 (抄)

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別						離隔距離				備考		
燃料の 種別	壁等の 構造	バーナーの構造・種類		暖房方式		(入力)	上方	側方	前方		後方	
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型		7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。 注2：方向性を有するものにあっては100cmとする。	
				全周囲放射型		7kW以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠蔽	自然対流型		7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
				強制対流型		7kW以下	435	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型		7kW以下	80	15	80	4.5		
				全周囲放射型		7kW以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠蔽	自然対流型		7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5		
				強制対流型		7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
						7kW以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
温風を全周方向に吹き出すもの					7kWを超え12kW以下	100	150	150	150			
					7kW以下	100	100	100	100			
不燃		開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5			
			自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100			
					7kW以下	80	30	—	30			
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	7kW以下	80	5	—				
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150			
					7kW以下	80	100	—	100			
				上記に分類されないもの					—	100	50 注2	50 注2

可搬式サウナ用の薪ストーブ等

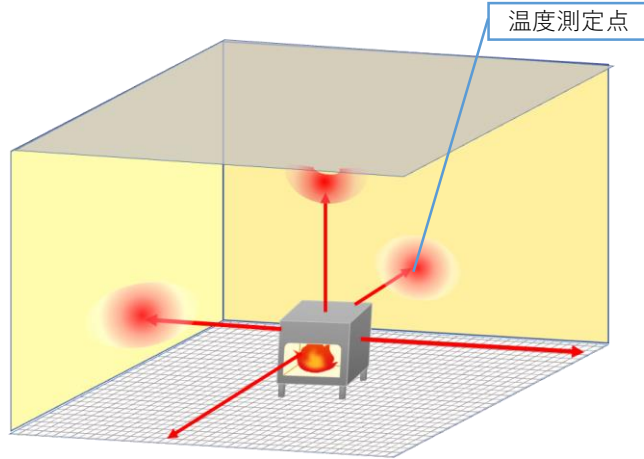
可搬式サウナ用の薪ストーブ等

検証実験のイメージ

可搬式サウナ等の火災安全性を評価するため、可搬式サウナ等で使用されるサウナストーブについて、加熱性能の評価試験を実施する。

試験 1 試験室内でのストーブの加熱性能評価試験

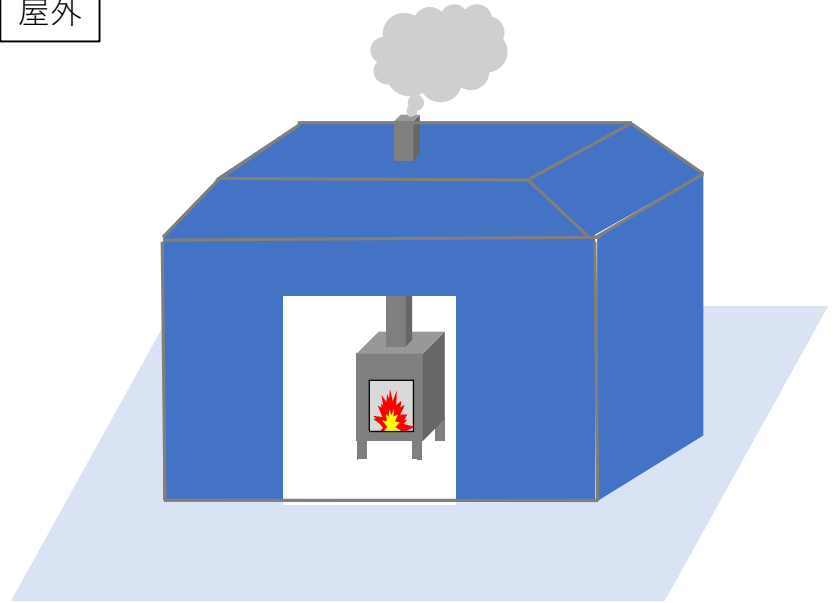
屋内の実験室
基準周囲温度=35℃



火気設備等の上方、前方、側方、後方の温度を測定
可燃物表面の許容最高温度：100℃

試験 2 実使用環境下におけるストーブの加熱性能評価試験

屋外

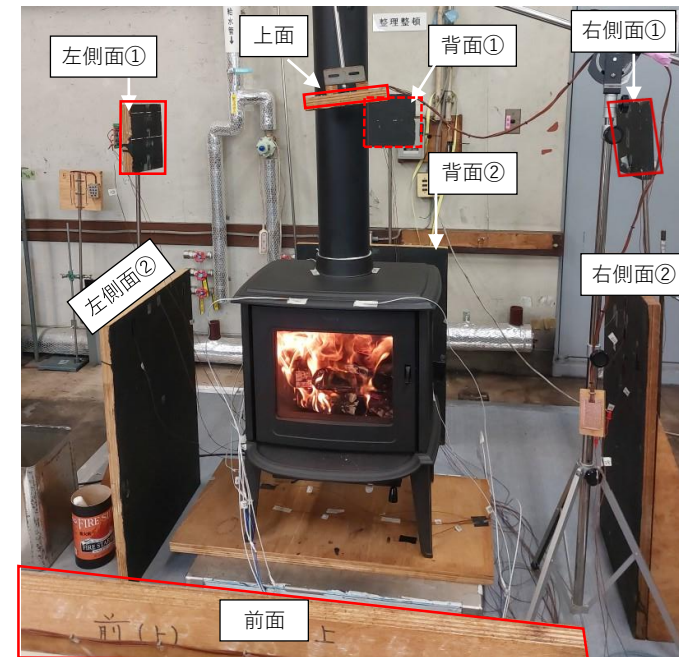
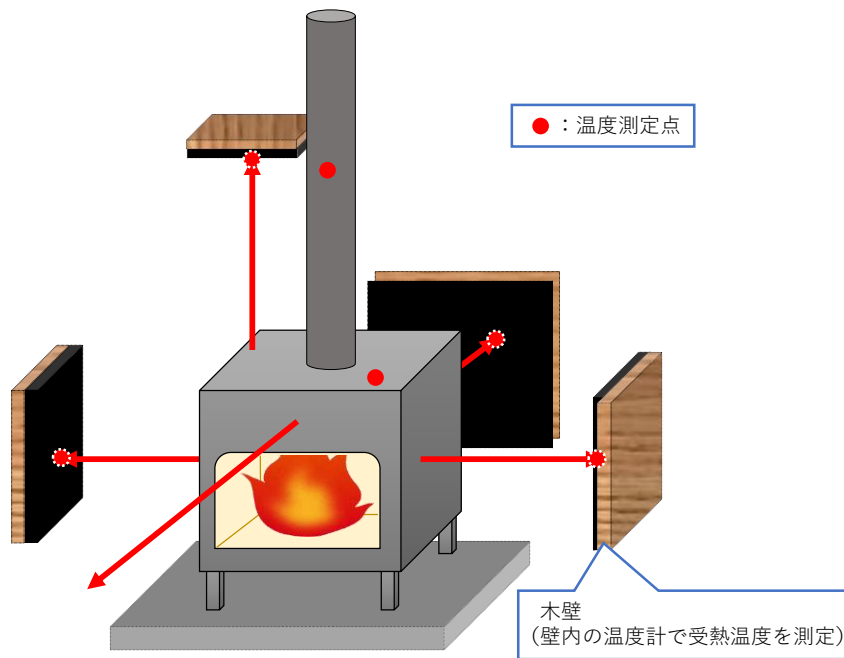


火気設備等の上方、前方、側方、後方の温度を測定
可燃物表面の許容最高温度：100℃

(参考) 温度の測定イメージ

(R4,消防庁) 火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会 資料より

機器の表面温度・壁面の温度の測定イメージ



測定イメージ

※写真のストーブは住宅暖房用の薪ストーブ